

函館病院医局中央検査部会計年度任用職員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館病院医局中央検査部における業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 別紙「函館病院医局中央検査部業務一覧」に定める業務
- (2) その他所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日に振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務日	勤務形態	勤務時間
月曜日～金曜日	日勤I	午前8時30分～午後5時15分
	日勤E	午前8時15分～午後5時00分
	日勤U	午前9時00分～午後1時00分
	日勤ソ	午前9時30分～午後4時30分

- (2) 休憩時間は、正午から午後1時までとする（日勤Uを除く）。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務

時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、所属長は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、管理者の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別紙

函館病院医局中央検査部業務一覧

函館病院医局中央検査部の下記の業務に従事する会計年度任用職員は、本一覧の業務を処理するものとする。

【臨床検査技師業務】

(1) 生理検査に関すること

- ア 心電図
- イ 呼吸機能
- ウ ABI
- エ 脳波
- オ 睡眠時無呼吸検査
- カ 神経伝達速度
- キ フィブロスキャン検査
- ク 超音波検査
- ケ 事務作業

(2) 病理検査に関すること

- ア 病理検査全般
- イ 病理検査事務作業

(3) 検体検査に関すること

- ア 検体検査全般
- イ 事務作業

【医療助手業務】

- (1) 生理検査の患者準備、患者補助、検査補助
- (2) 中央検査部内の備品の準備および補充

【事務補助業務（障がい）】

- (1) 臨床画像整理
- (2) 病理プレパラートスキャン
- (3) 病理の標本整理
- (4) 病理事務手続き
- (5) 検査全般事務
 - ア 中央検査部統計処理
 - イ 検査の事務手続きおよび文書整理
 - ウ 勤務管理システムデータ入力
- (6) 職員健診受付(心電図、聴力)